

聖籠町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月21日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第12号

聖籠町税条例の一部を改正する条例

聖籠町税条例(昭和35年聖籠町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第49条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第49条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第4条の4第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第9条の2第16項及び17項を次のように改める。

16 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

17 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条の4の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日

(2) 附則第9条の2第16項及び17項の改正規定(同条第17項に係る部分に限る。) 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の聖籠町税条例の規定中個人の

町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の聖籠町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。